

入札上の注意事項

- 1 代理人による入札の場合は、入札書を提出する前に委任状を提出すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札者又はその代理人が二以上の入札をしたとき
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (5) 入札書に入札者の署名押印のないもの
 - (6) 落札者がその落札を辞退し、又は指定の期間中に契約を結ばないもの
- 3 時限後の入札又は入札書の引換その他入札の取消、訂正の請求は、一切これを認めない。
- 4 入札書には鉛筆その他消散しやすいもので記載しないこと。
- 5 入札書は県が配布のものを使用すること。
- 6 郵便入札は、認めない。
- 7 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合においては、2回を限度として見積に移行するものとする。